

第12回定時株主総会招集ご通知



LIFENET

LIFENET INSURANCE COMPANY

日 時	2018年6月24日（日曜日） 午後2時（受付開始 午後1時）
場 所	日経ホール（日経ビル3階）
議 案	第1号議案 取締役10名選任の件 第2号議案 取締役の報酬額改定の件



スマート
招集

スマホで招集ご通知が
ご覧いただけます！

<http://p.sokai.jp/7157/>



株主の皆さまへ



岩瀬 大輔
代表取締役社長

平素より格別のご高配を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

当社は本年も「開かれた株主総会」を目指して、より多くの株主さまにご出席いただけますよう、日曜日の午後に株主総会を開催いたしますので、ご出席いただければ幸いです。ご来場いただけない場合は、インターネット又は議決権行使書の郵送により、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

2017年度は当社初のがん保険「ダブルエール」の発売に合わせて、積極的な営業活動を行うとともに、KDDI株式会社を通じた「auの生命ほけん」の販売が本格化したことなどにより、新契約業績の力強い成長を実現しました。

また、当社は2018年5月18日に、開業10周年を迎えました。2008年にゼロからスタートした当社は、株主の皆さまをはじめステークホルダーの方々にご支援をいただき、保有契約件数は26万件、保有契約者数は17万人を突破しました。心より感謝申し上げます。42ページに、2017年度までの主なトピックを「ライフネット生命10年のあゆみ」として掲載しておりますので、どうぞご覧ください。

今後も、当社は「正直にわかりやすく、安くて、便利に。」という経営理念に基づき、お客さまにとって、価値ある商品・サービスを、より便利にお届けするために、たゆまぬ努力と挑戦を続けてまいります。引き続き、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

ぜひ、株主総会にご出席ください

2018年6月24日（日曜日）午後2時より日経ホールで開催いたします（会場は昨年から変更ありません）。当日は社員スタッフがお迎えいたします。

第11回定時株主総会(昨年)の実績

出席者	株主	95名
	契約者・報道関係者等	35名
所要時間	2時間15分	質問数 25問

アンケートにおける総合満足度：約86%の出席者が満足とご回答（非常に満足29%、満足57%）



(証券コード 7157)
2018年5月29日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町二丁目14番地2麹町NKビル

ライフネット生命保険株式会社

代表取締役社長 岩 瀬 大 輔

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催しますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類の内容をご検討の上、3ページに記載の「議決権行使に関するご案内」に従って、2018年6月22日（金曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年6月24日（日曜日）午後2時（受付開始 午後1時）
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目3番7号
日経ビル3階 日経ホール
3. 目的事項
報告事項 第12期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
議決事項
第1号議案 取締役10名選任の件
第2号議案 取締役の報酬額改定の件

以 上

- ~~~~~
- (1) 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書を会場受付にご提出ください。
 - (2) 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社株主・投資家情報ウェブサイト (<http://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/>) に掲載します。
 - (3) 本招集ご通知に記載すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社株主・投資家情報ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。
①事業報告の「新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保するための体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」及び「会計参与に関する事項」
②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
なお、監査役が監査した事業報告及び計算書類、会計監査人が監査した計算書類は、本招集ご通知添付書類のほか、これらの当社株主・投資家情報ウェブサイトの掲載事項を含みます。
 - (4) 株主総会には、保険契約者及び報道関係者をご招待する予定です。
 - (5) 本招集ご通知は、早期に情報をご提供する観点から、発送前に当社株主・投資家情報ウェブサイトに掲載しました。

議決権行使に関するご案内

株主総会における議決権は、以下のいずれかの方法により行使いただけます。

ご出席いただく場合



株主総会出席

同封の議決権行使書をご持参の上、会場受付にご提出ください。

▶株主総会開催日時：2018年6月24日（日曜日）午後2時

ご出席いただけない場合



インターネット

次ページの案内をご覧の上、議案に対する賛否をご入力ください。



スマート招集からも議決権行使が可能です。次ページをご覧ください。

▶行使期限：2018年6月22日（金曜日）午後5時30分入力分



郵送

同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご記入の上、ご投函ください。賛否のご記入がない場合には、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

▶行使期限：2018年6月22日（金曜日）午後5時30分到着分

* 議決権行使書とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とします。

機関投資家の皆さまは、事前に申し込まれた場合には、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使についてご案内します。

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

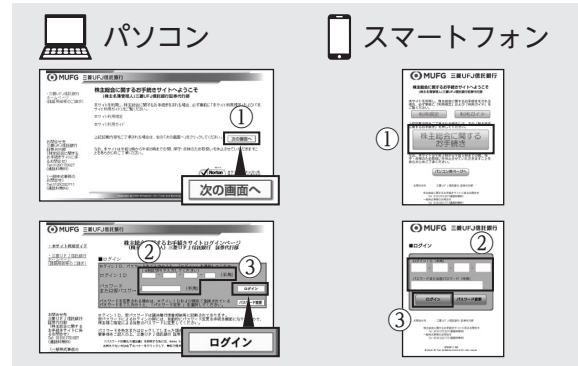
▶インターネットによる議決権行使期限：2018年6月22日（金曜日）午後5時30分入力分

① 議決権行使サイトにアクセス

② 議決権行使書に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

③ 「ログイン」をクリック

④ 画面の案内に従って賛否を入力



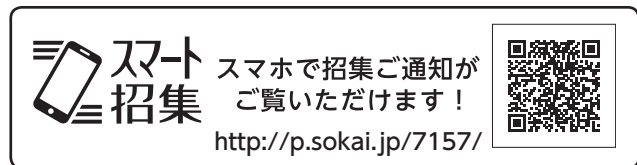
*注意事項

- ・議決権行使期間であっても、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。
- ・インターネット等により複数回議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効とします。
- ・パソコン、スマートフォン又は携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料金・通信料金は、ご自身のご負担となります。
- ・今後、招集ご通知の受領を電子メールにて希望される場合は、議決権行使サイトでお手続きください。ただし、このお手続きは携帯電話からはできません。

インターネットによる議決権行使に関する
お問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
☎ 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

スマートフォン対応「スマート招集」からも議決権行使サイトにアクセスが可能です。



株主総会参考書類

第1号議案 取締役10名選任の件

現任の取締役9名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため1名増員し、取締役10名の選任をお願いするものです。なお、取締役候補者の選任にあたりましては、独立社外取締役及び代表取締役で構成される任意の指名・報酬委員会の提案を踏まえております。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏 名		現在の当社における地位及び担当	
1	いわ せ 岩瀬	だいすけ 大輔	再任	代表取締役社長
2	もり 森	りょうすけ 亮介	再任	取締役 執行役員 営業本部長
3	にし だ 西田	まさゆき 政之	再任	取締役副社長 執行役員 コーポレート本部長
4	はっ た 八田	ひとし 斎	再任	常務取締役 執行役員 チーフ・コンプライアンス・オフィサー
5	さかさ い 逆井	まさのり 幹則	新任	—
6	こ ば 木庭	やすひろ 康宏	再任	取締役 執行役員 経営戦略本部長
7	しのつか 篠塚	えい こ 英子	再任	社外 社外取締役
8	たかたに 高谷	まさのぶ 正伸	再任	社外 社外取締役
9	みずこし 水越	ゆたか 豊	再任	社外 社外取締役
10	かつ き 勝木	ともひこ 朋彦	再任	社外 社外取締役

候補者番号

1

いわせ
岩瀬だいすけ
大輔

1976年3月17日生（満42歳）

再任



＜略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況＞

1998年4月 ボストン コンサルティング グループ入社
 2001年12月 株式会社リップルウッド・ジャパン入社
 2006年10月 当社 取締役副社長
 2009年2月 当社 代表取締役副社長
 2011年7月 当社 代表取締役副社長 執行役員
 2013年6月 当社 代表取締役社長兼COO 執行役員
 2013年9月 教保ライフプラネット生命保険株式会社（韓国） 取締役
 2016年6月 当社 代表取締役社長（現任）

＜所有する当社株式の数＞

18,700株

取締役候補者とした理由

2006年10月の創業以来、代表取締役副社長、代表取締役社長を務め、東証マザーズへの上場や異業種との提携等を通じて、当社の認知拡大、業績の伸長をけん引しております。生命保険事業及び経営者としての豊富な知識と経験を有し、当社の持続的な成長のために適切な人材であることから、引き続き、取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

2

もり
森りょうすけ
亮介

1984年3月10日生（満34歳）

再任



＜略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況＞

2007年4月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社
 2012年9月 当社 入社
 2013年5月 当社 企画部長
 2016年1月 当社 執行役員 経営戦略本部長
 2017年4月 当社 執行役員 営業本部長
 2017年6月 当社 取締役 執行役員 営業本部長（現任）

＜所有する当社株式の数＞

4,400株

取締役候補者とした理由

当社において、主に経営企画、経営管理に従事し、2017年4月からは、営業の責任者として業績の伸長に貢献しております。各業務において、強いリーダーシップを発揮し、2017年6月からは取締役として事業戦略を推進するなど、当社の持続的な成長のために適切な人材であることから、引き続き、取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

3

にしだ
西田

まさゆき
政之

1963年6月4日生 (満54歳)

再任



＜略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況＞

1987年 4 月 三洋証券株式会社入社
2000年 7 月 フランク・ラッセル・ジャパン株式会社
(現 ラッセル・インベストメント株式会社) ディレクター
事業開発部門、ストラテジック・アライアンス部門、マーケティング・コミュニケーション部門担当
2004年 9 月 マーサー・ヒューマン・リソース・コンサルティング株式会社 (現
マーサー・ジャパン株式会社)
ディレクター クライアント・サービス部門担当
2006年 6 月 同社 取締役クライアントサービス代表
2013年 2 月 同社 取締役COO
2015年 6 月 当社 取締役副社長 執行役員
2016年 1 月 当社 取締役副社長 執行役員 営業本部長
2017年 4 月 当社 取締役副社長 執行役員 コーポレート本部長 (現任)

＜所有する当社株式の数＞

12,000株

取締役候補者とした理由

人材コンサルティング会社における経験及び実績を踏まえ、2015年6月から取締役副社長に就任し、主に営業、人事の責任者を務めております。組織戦略の推進と、経営基盤の強化に貢献しており、当社の持続的な成長のために適切な人材であることから、引き続き、取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

4

はった
八田

ひとし
斎

1955年3月21日生 (満63歳)

再任



＜略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況＞

1980年 4 月 大蔵省 (現 財務省) 入省
1995年 5 月 日本貿易振興会チューリヒ事務所長
2005年 8 月 金融庁総務企画局企画課長
2007年 7 月 同庁 監督局総務課長
2008年 7 月 財務省福岡財務支局長
2010年 8 月 厚生労働省政策評価審議官
2013年 7 月 財務省横浜税関長
2014年10月 一般社団法人金融先物取引業協会 事務局長
2016年 5 月 当社 顧問
2016年 6 月 当社 常務取締役 執行役員
チーフ・コンプライアンス・オフィサー (現任)

＜所有する当社株式の数＞

4,600株

取締役候補者とした理由

財務省及び金融庁において要職を歴任し、金融及び生命保険に関する豊富な知識と経験を有しております。2016年6月から常務取締役及びチーフ・コンプライアンス・オフィサーに就任し、主にコンプライアンスやリスク管理を総括するなど、当社の持続的な成長のために適切な人材であることから、引き続き、取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号
5

さかさい
逆井

まさのり
幹則

1965年4月25日生（満53歳）

新任



＜略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況＞

1988年4月 第一生命保険相互会社（現 第一生命保険株式会社）入社
2002年10月 タワーズペリン（現 タワーズワトソン株式会社）入社
2006年7月 ジブラルタ生命保険株式会社入社
2009年7月 同社 執行役員 チーフアクチュアリー
2015年6月 同社 取締役 執行役員 チーフアクチュアリー

＜所有する当社株式の数＞

なし

取締役候補者とした理由

長年に渡るアクチュアリー業務の経験に基づく幅広い知識と豊富な経験を有しております。また、他の生命保険会社において、取締役を務めるなど、生命保険事業及び会社経営にも精通しております。これらの経験及び実績を踏まえ、当社の持続的な成長のために適切な人材であることから、新たに取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号
6

こば
木庭

やすひろ
康宏

1979年4月9日生（満39歳）

再任



＜略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況＞

2002年4月 厚生労働省入省
2010年9月 当社 入社
2013年10月 当社 法務部長
2015年6月 当社 執行役員
チーフ・コンプライアンス・オフィサー
2016年1月 当社 執行役員 コーポレート本部長
チーフ・コンプライアンス・オフィサー
2016年6月 当社 執行役員 コーポレート本部長
2017年4月 当社 執行役員 経営戦略本部長
2017年6月 当社 取締役 執行役員 経営戦略本部長（現任）

＜所有する当社株式の数＞

4,100株

取締役候補者とした理由

当社において、法務、リスク管理、人事総務、経営企画及び経営管理の責任者を務め、生命保険事業に関する知識及び経験を有しております。2017年6月からは取締役として経営戦略を推進するなど、当社の持続的な成長のために適切な人材であることから、引き続き、取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

7

しのつか
篠塚

えいこ
英子

1942年5月1日生（満76歳）

再任

社外



＜略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況＞

1965年 4 月 社団法人（現 公益社団法人）日本経済研究センター入社
1993年 4 月 お茶の水女子大学 生活科学部教授
1998年 4 月 日本銀行政策委員会審議委員
2001年 4 月 社団法人（現 公益社団法人）日本経済研究センター
客員研究員（現任）
2005年 7 月 住友生命保険相互会社 社外監査役
2008年 3 月 国立大学法人お茶の水女子大学 名誉教授（現任）
2010年 4 月 人事院人事官
2013年 5 月 人事院顧問
2015年 6 月 日本証券金融株式会社 社外取締役（現任）
株式会社小松製作所 社外監査役（現任）
2016年 4 月 国立大学法人島根大学 非常勤監事（現任）
2016年 6 月 当社 社外取締役（現任）

＜所有する当社株式の数＞

300株

社外取締役候補者とした理由

社外取締役及び社外監査役への就任以外の方法により会社の経営に関与したことはありませんが、数多くの公職を歴任しており、経済、労働及び法律に関する豊富な経験と幅広い知見を有していることから、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

8

たかたに
高谷

まさのぶ
正伸

1951年5月2日生（満67歳）

再任

社外



＜略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況＞

1976年 4 月 農林中央金庫入庫
2001年 7 月 同庫 債券投資部長
2003年 7 月 同庫 企画管理部長
2004年 6 月 同庫 常務理事
2007年 6 月 同庫 専務理事
2010年 6 月 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長
2016年 6 月 当社 社外取締役（現任）

＜所有する当社株式の数＞

300株

社外取締役候補者とした理由

金融機関における会社経営者としての経験に基づく、会社経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有していることから、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

9

みずこし
水越ゆたか
豊

1956年8月29日生（満61歳）

再任

社外



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

1980年4月 新日本製鐵株式会社入社
2004年5月 ボストン コンサルティング グループ
シニア・ヴァイス・プレジデント
2005年1月 同社 日本代表
2016年1月 同社 シニア・パートナー・アンド・マネージング・ディレクター
2016年6月 当社 社外取締役（現任）
アサガミ株式会社 社外取締役（現任）
2018年1月 ボストン コンサルティング グループ シニア・アドバイザー（現任）

<所有する当社株式の数>

なし

社外取締役候補者とした理由

コンサルティングファームにおける会社経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有していることから、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

10

かつき
勝木ともひこ
朋彦

1967年2月22日生（満51歳）

再任

社外



<略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況>

1989年3月 第二電電株式会社（現 KDDI株式会社）入社
2007年4月 同社 コンシューマ事業企画本部金融ビジネス部 副部長
2008年6月 株式会社じぶん銀行 取締役
2013年10月 KDDI株式会社 新規ビジネス推進本部
オープンプラットフォームビジネス部長
2014年4月 同社 新規ビジネス推進本部 ビジネス統括部長
2015年4月 同社 バリュー事業本部 金融・コマース推進本部長
2015年6月 当社 社外取締役（現任）
2016年6月 au損害保険株式会社 社外取締役（現任）
2017年1月 KDDI Reinsurance Corporation, President（現任）
2017年4月 KDDI株式会社 ライフデザイン事業本部 副事業本部長
2018年4月 同社 ライフデザイン事業本部 金融・コマース本部長（現任）

<所有する当社株式の数>

なし

社外取締役候補者とした理由

KDDI株式会社における新規ビジネス及び金融ビジネスに関する豊富な経験と幅広い知見を有していることから、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 勝木朋彦氏は、KDDI Reinsurance CorporationのPresidentであり、同社と当社との間に再保険契約に係る取引があります。その他の候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 岩瀬大輔氏は、2018年7月1日付けで、AIA Group Limited（香港）のGroup Chief Digital Officerに就任する予定です。
3. 水越豊氏は、2018年6月11日付けで、株式会社カプコンの社外取締役役に就任する予定です。
4. 篠塚英子、高谷正伸、水越豊及び勝木朋彦の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者です。社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりです。
- (1) 当社は、在任中、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、当該非業務執行取締役等が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、各氏と締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、再任いただいた場合も、各氏と当該契約を継続する予定です。
- (2) 勝木朋彦氏は、当社の特定関係事業者（主要な取引先）であるKDDI株式会社の業務執行者です。
- (3) 篠塚英子、高谷正伸、水越豊及び勝木朋彦の各氏は当社の現任の社外取締役です。篠塚英子、高谷正伸及び水越豊の各氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となり、勝木朋彦氏の在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
- (4) 篠塚英子、高谷正伸及び水越豊の各氏は、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、東京証券取引所が指定する独立役員として届け出ております。なお、再任いただいた場合も、独立役員とする予定です。

(ご参考) 取締役候補者の選任方針について

当社は、役員の選任及び役員報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図るため、任意の指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、3名の独立社外取締役及び代表取締役で構成しております。取締役候補者の選任方針については、指名・報酬委員会で審議の上、取締役会において制定しております。同方針は以下のとおりです。

1. 社内取締役候補者については、指名・報酬委員会において審議の上、取締役会において、次に掲げる事項を充足する者を選任する。
 - ・経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有すること。
 - ・十分な社会的信用を有すること。
2. 社外取締役候補者については、指名・報酬委員会において審議の上、取締役会において、原則として次に掲げる事項を充足する者を選任する。
 - ・企業経営、リスク管理、コンプライアンス、金融、経済、経理財務、マーケティング等の専門分野における高い見識や豊富な経験を有し、当該専門分野での相応の実績を挙げていること。
 - ・経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図るという観点からの助言を行うために必要な資質を有すること。
 - ・「独立社外取締役」については、一般株主と利益相反が生じるおそれのないこと。この場合において、一般株主との利益相反が生じるおそれのないことについては、次の基準に則る。
3. 社外取締役の独立性基準
当社は、社外取締役又はその候補者が、以下のいずれかに該当する場合、独立社外取締役としての独立性を有しないものとみなす。
 - (1) 当社の業務執行者
 - (2) 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - (3) 当社の主要な取引先又はその業務執行者
 - (4) 当社の業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
 - (5) 当社の議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している当社の大株主、又はその業務執行者
 - (6) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、若しくは法律専門家
 - (7) 過去10年間のいずれかにおいて(1)に該当したことがある者
 - (8) 過去3年間のいずれかにおいて(2)～(7)に該当したことがある者
 - (9) 上記(1)から(8)までに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者

第2号議案 取締役の報酬額改定の件

現在の取締役の報酬額は、2015年6月21日開催の第9回定時株主総会において、年額16,000万円以内（社外取締役分3,000万円以内）のご承認、及び2017年6月25日開催の第11回定時株主総会において、社外取締役分の報酬枠3,000万円についての廃止のご承認をいただき、現在に至っております。

この度、今後のさらなる成長を目指すために、経営体制のより一層の強化を図るべく取締役を増員することに伴い、取締役の報酬額を年額18,000万円以内に改定したいと存じます。また、従来どおり、取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものとします。

なお、現在の取締役は9名（うち、社外取締役4名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は10名（うち、社外取締役4名）となります。

以 上

(添付書類)

事業報告
(2017年 4 月 1 日から
2018年 3 月31日まで)

1. 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果並びに対処すべき課題

① 当事業年度における事業の経過及び成果

当事業年度の国内経済は、企業収益が伸長している中、雇用や所得環境の改善も続き、緩やかな回復基調が続いております。

生命保険業界においては、低金利環境の影響を受けた貯蓄性商品の販売停止をはじめ、11年ぶりとなる2018年4月の標準生命表の改定に向けた対応を迫られるなど、各生命保険会社は厳しい環境に直面しております。一方、金融庁が公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえ、顧客本位の業務運営に関する取組方針及び取組状況を公表するなど、フィデューシャリー・デューティーへの取組みが進んでおります。また、新商品の開発及び顧客サービスの拡充に加え、新しいテクノロジーを活用する動きが加速するなど、競争は一層激化しております。

このような状況の中、当社は、相互扶助という生命保険の原点に戻り、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスの提供を追求する」という経営理念の下、インターネットを主な販売チャネルとする生命保険会社として開業から10年目を迎えました。当事業年度は、新商品の発売、ビジネス・パートナーシップの継続的な強化、スマートフォンを活用したサービスの拡充を通じて、引き続きお客さま視点での価値の提供に努めてまいりました。

当事業年度における具体的な取組み及び成果は、以下のとおりです。

(契約の状況)

2017年度の新契約の年換算保険料^{*1}は、前事業年度比125.9%の1,714百万円、新契約高は、前事業年度比116.3%の184,857百万円となりました。新契約件数は、前事業年度比131.7%の39,175件となりました。

当事業年度末の保有契約の年換算保険料^{*1}は、前事業年度末比110.5%の11,147百万円、保有契約高は、前事業年度末比104.7%の2,059,703百万円となりました。保有契約件数は、2018年2月に26万件を突破し、前事業年度末比110.0%の263,847件となり、保有契約者数は、169,532人となりました。また、当事業年度の解約失効率^{*2}は、5.9%（前事業年度6.6%）となりました。

*1. 年換算保険料とは、1回当たりの保険料について保険料の支払い方法に応じた係数を乗じ、1年当たりの保険料に換算した金額をいいます。当社商品の保険料は全て月払いのみとなっているため、1ヶ月当たりの保険料に12を乗じたものを年換算保険料としております。

*2. 解約失効率は、解約・失効の件数を月々の保有契約件数の平均で除した比率を年換算した数値です。

○新契約の状況

(単位：百万円)

区 分	2016年度	2017年度	前事業年度比
年換算保険料	1,361	1,714	125.9%
新契約金額（新契約高）	158,942	184,857	116.3%
新契約件数	29,741件	39,175件	131.7%

(注) 新契約金額(新契約高)は死亡保障額の合計であり、第三分野保険の保障額を含みません。

○保有契約の状況

(単位：百万円)

区 分	2016年度末	2017年度末	前事業年度比
年換算保険料	10,088	11,147	110.5%
保有契約金額（保有契約高）	1,966,965	2,059,703	104.7%
保有契約件数	239,800件	263,847件	110.0%
保有契約者数	152,545人	169,532人	111.1%

(注) 保有契約金額（保有契約高）は死亡保障額の合計であり、第三分野保険の保障額を含みません。

(収支の状況)

当事業年度の保険料等収入は、保有契約件数の増加に伴い、前事業年度比108.2%の10,616百万円となりました。また、資産運用収益は、前事業年度比146.4%の317百万円となりました。その他経常収益は、28百万円となりました。この結果、当事業年度の経常収益は、前事業年度比108.6%の10,962百万円となりました。

保険金等支払金は、前事業年度比105.3%の1,891百万円となりました。保険金及び給付金支払額の保険料に対する割合は、前事業年度の16.0%から15.0%に減少しました。責任準備金等繰入額は、前事業年度比101.3%の3,684百万円となりました。責任準備金繰入額の保険料に対する割合は、前事業年度の37.8%から34.2%となりました。事業費は、前事業年度比122.1%の4,942百万円となりました。事業費のうち、広告宣伝費を中心とした営業費用は前事業年度比144.2%の2,627百万円、保険事務費用は前事業年度比120.6%の687百万円、システムその他費用は前事業年度比98.4%の1,628百万円となりました。その他経常費用は、前事業年度に保険業法第113条繰延資産を一括償却したため、当事業年度に同繰延資産償却費を計上していないことなどにより、前事業年度比23.2%の613百万円となりました。これらにより、当事業年度の経常費用は前事業年度比92.0%の11,160百万円となりました。

以上の結果、当事業年度の経常損失は、前事業年度の2,031百万円に対して、197百万円となりました。当期純損失は、前事業年度の1,889百万円に対して、249百万円となりました。

また、生命保険会社の収益性を示す指標のひとつである基礎利益は、前事業年度に保険業法第113条繰延資産を一括償却したことなどにより、前事業年度の1,936百万円のマイナスに対して、120百万円のマイナスとなりました。内訳は、危険差益2,623百万円、費差損2,752百万円、利差益8百万円です。

○収支の状況

(単位：百万円)

区 分	2016年度	2017年度	前事業年度比
経常収益	10,096	10,962	108.6%
保険料等収入	9,816	10,616	108.2%
資産運用収益	216	317	146.4%
その他経常収益	63	28	45.3%
経常費用	12,128	11,160	92.0%
保険金等支払金	1,796	1,891	105.3%
責任準備金等繰入額	3,638	3,684	101.3%
うち危険準備金繰入額	95	116	122.3%
資産運用費用	0	27	5,119.4%
事業費	4,047	4,942	122.1%
営業費用	1,822	2,627	144.2%
保険事務費用	569	687	120.6%
システムその他費用	1,655	1,628	98.4%
その他経常費用	2,646	613	23.2%
うち保険業法第113条繰延資産償却費	2,120	—	—
経常損失 (△)	△2,031	△197	—
当期純損失 (△)	△1,889	△249	—
基礎利益	△1,936	△120	—
(参考) 保険業法第113条繰延資産考慮前経常利益	88	—	—

（資産、負債及び純資産の状況）

当事業年度末の総資産は、35,541百万円（前事業年度末31,934百万円）となりました。主な勘定残高として、高格付けの公社債を中心とする有価証券は、28,303百万円となりました。なお、株式は、資本業務提携を目的として当社の保険募集代理店である株式会社アドバンスクリエイトの株式のみを保有しております。韓国の教保生命保険株式会社と合併で設立した教保ライフプラネット生命保険株式会社の株式は、2018年3月に売却しました。

負債は、保険料の増加に伴い、責任準備金が増加したことから、22,153百万円（前事業年度末18,288百万円）となりました。主な勘定残高は、責任準備金20,757百万円（うち、危険準備金1,519百万円）、支払備金429百万円となりました。なお、当社は、2018年度から2022年度にかけて、5年チルメル式による責任準備金から標準責任準備金へ移行する予定です。現在5年チルメル式により積み立てている責任準備金と標準責任準備金との差額は、1,648百万円であり、この差額を5事業年度にわたって解消するように積み立てる予定です。

純資産は、当期純損失を計上したため、13,387百万円（前事業年度末13,645百万円）と減少しました。

当事業年度末のソルベンシー・マージン比率は、2,455.8%（前事業年度末2,723.0%）となり、十分な支払余力を維持しております。

○資産、負債及び純資産の状況

(単位：百万円)

区 分	2016年度末	2017年度末
資産	31,934	35,541
うち金銭の信託	995	2,567
うち有価証券	26,372	28,303
国債	9,876	8,398
地方債	1,496	1,505
社債	11,751	13,892
株式	334	346
外国証券	819	—
その他の証券	2,095	4,161
負債	18,288	22,153
うち支払備金	311	429
うち責任準備金	17,189	20,757
うち危険準備金	1,402	1,519
純資産	13,645	13,387
ソルベンシー・マージン比率	2,723.0%	2,455.8%

(その他の成果)

当事業年度においては、2017年8月に当社初のがん保険「ダブルエール」を発売しました。「ダブルエール」は、「がん罹患後に働きながらがんを治療することをサポートする」という新しいコンセプトに基づき開発した商品です。がん診断後の治療費に備える「治療サポート給付金」に加えて、がん治療に伴う休職や時短勤務等による収入の減少に備える「がん収入サポート給付金」の2つの給付金によるダブルの保障を特長としております。「ダブルエール」は、雑誌「日経トレンドィ^{*1}」2018年5月号「得する銀行・保険」特集

のがん保険部門において、「最もメリットが大きい」と評価され、「日経トレンディ認定大賞」を受賞しました。

この「ダブルエール」の発売に合わせて、がん罹患後に働きながらがんを治療することを応援する「がん生活サポートサービス」を開始しました。これは、専門企業と提携し、がん罹患者からの要望が多い「家事代行」「食材宅配」「外見ケア」「医療用ウィッグ」「サポートタクシー」「遠隔セカンドオピニオン」などを紹介するサービスです。

また、2017年9月には、生命保険業界初^{*2}となるLINE上でのグループトーク機能を活用した保険相談サービスの提供を開始しました。これにより、仕事や育児で忙しく、保険相談に出かける余裕がないご夫婦やカップルが、LINE上ですきま時間に、離れた場所でも一緒に保険プランナーと保険相談を行えるようになりました。LINEを活用した取組みにおいては、業界でいち早く、お客さまとの新たなタッチポイントとしてLINEを介したサービスの提供を開始した姿勢が評価され、平成29年度カスタマーサポート表彰制度（Best Customer Support of the Year）^{*3}において「奨励賞」を受賞しました。

さらに、当事業年度は当社の商品・サービスに対する外部機関からの高い評価が続きました。商品では、2016年に発売した就業不能保険「働く人への保険2」が、主に低廉な保険料や保障の選択肢の多さ、給付金額や保険期間を自由に設定できる商品性に関して、雑誌「日経トレンディ^{*1}」2018年5月号を含む、4つの雑誌で高い評価を得ました。「価格.com 保険アワード2018年版^{*4}」では、2017年の1年間で最も申し込み件数の多かった商品として、当社の定期死亡保険「かぞくへの保険」及び就業不能保険「働く人への保険2」が各部門で2年連続総合第1位を獲得し、また保険選びサイト「保険市場^{*5}」の「2018年版 昨年最も選ばれた保険ランキング」では、定期死亡保険「かぞくへの保険」がネット申込ランキング「死亡保険部門」で、就業不能保険「働く人への保険2」が資料請求ランキング「就業不能保険部門」で、それぞれ第1位を獲得しております。

サービスでは、HDI-Japanが主催する2017年「HDI格付けベンチマーク（生命保険業界）」において、「問合せ窓口（コンタクトセンター）」「Webサポート（ウェブサイト）」の両部門で、最高評価の3つ星を6年連続で獲得しました。両部門での6年連続3つ星獲得は、生命保険業界では最長タイの記録^{*2}です。

*1. 株式会社日経BP発行

*2. 当社調べ

*3. 公益社団法人企業情報化協会主催

*4. 株式会社カカコム・インシュアランス運営

*5. 株式会社アドバンスクリエイト運営

② 対処すべき課題

当社は、今後も着実な成長を実現するために、2018年度までの中期計画を策定しました。中期計画の骨子は、以下のとおりです。

○中期計画の骨子

2018年度 経営目標	経常収益135億円 経常損益の黒字化
事業戦略	1. 「インターネット直販」、「KDDI（提携専属代理店）」、 「対面代理店」を柱に 2. 全てのチャネルにおいて、独自の顧客価値を継続的に創出 3. 将来への投資や研究開発の努力
組織戦略	「変化」、「挑戦」、「一体感」
内部管理態勢	事業戦略を支えるリスク管理・顧客保護態勢の高度化

中期計画の1年目である2016年度においては、新契約業績が、5事業年度ぶりに前事業年度を超え、反転を実現しました。2017年度においては、販売チャネルの多角化及び積極的な営業費用の投下により、2017年8月の新商品がん保険「ダブルエール」の発売以降、新契約業績は対前年同月超えを継続するとともに、2事業年度連続で前事業年度を超え、力強く伸長しております。

一方で、インターネット直販チャネルにおいて、新契約の獲得効率が当初の想定どおりの改善には至らなかったことに加え、KDDI及び代理店チャネルにおいて、当初の想定よりもチャネルの活用が十分には実現していないことなどから、2018年度の経営目標として掲げた経常収益135億円は未達となる見込みです。

このように、中期計画が当初の想定どおりには進捗していないものの、2016年度及び2017年度の業績が力強く伸長している状況から、当社は現在、再成長フェーズにあると捉え、2018年度においても、成長性を重視し、引き続き、各販売チャネルの強化及び積極的な営業費用の投下などにより、新契約業績の着実な伸長を目指します。

当社は、今後も「正直に経営し、わかりやすく、安くて、便利な商品・サービスの提供を追求する」という経営理念に基づき、当社独自の顧客価値を創出するとともに、着実な成長を実現するため、以下の対処すべき課題に対する取組みを推進します。

i) 3つのチャネルを活用した新契約業績のさらなる成長

当社は、3つのチャネルを活用して、収益を持続的に生み出す基盤を強化することで、新契約業績のより一層の成長を目指します。

まず、インターネット直販チャネルでは、積極的に営業費用を投下し、2017年8月に発売したがん保険「ダブルエール」をはじめとする当社商品のさらなる販売強化を行います。加えて、スマートフォンユーザーに適したウェブサイトの構築を強化し、お客さまの属性等に合わせた最適な情報を提供することで、申込者数の増加を図り、新契約の獲得増加に繋がります。また、当社は、ご契約者の85%を20代～40代が占めているとおり、主に子育て世代に支えられ、成長してきました。開業以来10年間で培った若年層ヘリーチするノウハウや、新しいテクノロジーを活用しながら、働く子育て世代に向けたアプローチを改めて強化します。

次に、KDDIチャネルでは、2016年12月から本格的に販売を開始した「auの生命ほけん」の商品ラインナップに、2018年4月から「auがんほけん」を加え、認知度の向上及び販売拡大を両社一体となって進めております。また、auの店舗における試験販売を、試行錯誤を重ねながら継続的に実施することで、販路の開拓に努めるとともに、KDDI株式会社のコールセンターであるauフィナンシャルサポートセンターでは、お客さまの満足度向上を図りながら、幅広い顧客基盤に向けて、生命保険商品の販売拡大に取り組んでおります。なお、auフィナンシャルサポートセンターは、2018年3月にHDI-Japanが主催する「HDI格付けベンチマーク（依頼格付け調査）」において、生命保険業界の「問合せ窓口（電話）」部門で、最高ランクの3つ星を獲得するなど、外部機関からも高い評価を得ております。引き続き、KDDIチャネルの特性を活かした新商品の開発の検討も進めます。

最後に、代理店チャネルでは、主に対面代理店において、当社の就業不能保険「働く人への保険2」を中心に、販売代理店数の拡大を行うことで、より多くのお客さまに商品をお届けできる体制を強化します。現在、競合他社の参入により、就業不能保険市場における競争は厳しくなりつつあるものの、当社は、いち早く個人向けに販売を開始したノウハウと、商品性に関する外部からの高い評価を活かして、商品の販売促進に努めます。また、ウェブ代理店においては、ネット生保の特性とテクノロジーを活用しながら、新しい保険の届け方等を共同で検討するなどの施策を通じて、新契約の獲得増加を目指します。

ii) テクノロジーを活用した商品・サービスの拡充

当社は、生命保険商品の提供のみにとどまらず、さまざまなテクノロジーを活用し、お客さまの生活をサポートすることを、今後の目指す方向性として位置付けております。まずは、ご契約者専用のスマートフォンアプリを開発するなど、ご契約者が契約後も当社のサービスを身近に便利に感じられるようなコミュニケーションを図り、長期にわたる信頼関係の強化に努めることで、契約の継続率の改善に繋がります。次に、健康医療データなどの解析や、生命保険の販売と親和性の高いテクノロジーの活用を検討するなど、新しい商品及び新しい保険の届け方の検討を含めた研究開発も進めます。激化する競争環境に適應するために、テクノロジーの活用方法を模索し続けることに加え、今一度、「お客さま目線での変革」を目指し、お客さまにとって利便性の高い商品・サービスの提供を目指します。

iii) 事業費効率の継続的な改善

低コストな業務運営を目指して、事業費効率の継続的な改善に努めます。2018年度も、新契約業績のより一層の成長を実現するため、主に広告宣伝を中心に積極的な販売活動を行う予定であるものの、インターネット直販チャンネルにおいては、テレビCMやオンライン広告などの広告宣伝費の投下について効率化・最適化を行うことに加え、テレビCM以外の効率的な新しい流入経路の確保に努めることで、新契約の獲得効率の改善を目指します。また、KDDIを含む代理店チャンネルにおいても、より多くのお客さまへ当社の商品をお届けできるよう、各代理店の顧客基盤やブランド力を活用し、販売活動の効率化も目指します。さらに、全社的に、業務プロセスの見直しの検討を行うとともに、人材育成に力を入れることで、各社員の生産性を高め、事業費効率の改善を図ります。

当社は、時代の流れやお客さまのニーズに対応するための変化を恐れず、挑戦を続けることで、さらなる成長を目指します。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き温かいご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度 (当事業年度)
年 度	個 人 保 険	億円 18,310	億円 19,062	億円 19,669	億円 20,597
末	個 人 年 金 保 険	—	—	—	—
契	団 体 保 険	—	—	—	—
約	団 体 年 金 保 険	—	—	—	—
高	そ の 他 の 保 険	—	—	—	—
保 険 料 等 収 入		百万円 8,493	百万円 9,117	百万円 9,816	百万円 10,616
資 産 運 用 収 益		124	259	216	317
保 険 金 等 支 払 金		1,324	1,287	1,796	1,891
経 常 損 失 (△)		△1,532	△475	△2,031	△197
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額		—	—	—	—
当 期 純 損 失 (△)		△1,624	△429	△1,889	△249
総 資 産		23,387	30,317	31,934	35,541
1株当たり当期純損失 (△)		△38.52円	△8.75円	△37.37円	△4.87円

(注) 2016年度の経常損失の増加は、保険業法第113条繰延資産の一括償却によるものです。当社は、保険業法第113条に基づき、開業後の2008年度から2012年度までに発生した事業費の一部を保険業法第113条繰延資産として計上し、2017年度までの均等償却を予定しておりましたが、2016年度において、当繰延資産を一括償却しました。なお、保険業法第113条繰延資産の償却費を考慮する前の経常損益の推移は、以下のとおりです。

(参考) 保険業法第113条繰延資産 考慮前経常損益	△472	584	88	—
-------------------------------	------	-----	----	---

(3) 支店等及び代理店の状況

当社は、インターネットを主な販売チャネルとすることにより、主要な拠点を東京都千代田区の本社のみとし、支店等を設置していません。

なお、当社は、自社で策定している事業継続計画に基づき、自然災害等の不測の事態における業務継続体制を確保するため、本社以外に業務を継続できる拠点を設けております。災害、事故等によって、当社が使用不能となる場合でも、優先度の高い保険金等の支払いを中心に、速やかに業務を継続できる体制を整えております。

当社の代理店の状況は、以下のとおりです。

(単位：店)

区 分	前 事 業 年 度 末	当 事 業 年 度 末	当 事 業 年 度 増 減
代 理 店	18	21	3
海 外 代 理 店	－	－	－
計	18	21	3

(4) 使用人の状況

(2018年3月31日現在)

区 分	前 年 事 業 末	当 年 事 業 末	当 事 業 年 度 増 減	当 事 業 年 度 末 現 在		
				平 均 年 齢	平 均 勤 続 数	平 均 給 与 額
内 務 職 員	144名	151名	7名	39.2歳	4.6年	529.1千円
営 業 職 員	－	－	－	－		

(注) 1. 内務職員151名のうち、男性は81名、女性は70名です。

2. 使用人の状況には、契約社員及び当社からの出向者を含み、派遣社員及び当社への出向者を含んでおりません。

3. 派遣社員の平均雇用人員は44名です。

4. 平均給与月額、税込定例給与であり、賞与及び時間外手当を含んでおりません。なお、当事業年度においては、賞与を支給しておりません。

(5) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

- (6) 資金調達の状況
該当事項はありません。

(7) 設備投資の状況

- ① 当事業年度における設備投資の総額
設備投資の主な内容は、商品開発に係るシステム費用です。

(単位：百万円)

設備投資の総額	361
---------	-----

- ② 重要な設備の新設等
該当事項はありません。

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。

- ② 子会社等の状況
該当事項はありません。

③ 重要な業務提携の概況

当社は、2015年4月にKDDI株式会社と業務提携契約を締結しております。両社で業務推進委員会を設置し、それぞれの顧客基盤・ブランド・事業ノウハウを融合して、お客さま志向の金融サービスの創造を目指し検討を重ねております。

また、2013年4月に、Swiss Reグループの再保険会社であるSwiss Reinsurance Company Ltd（以下「Swiss Re社」）が当社の主要株主となるとともに、当社はSwiss Re社と業務提携契約を締結しました。2017年3月に、Swiss Reグループ内における当社株式の所有会社の変更により、当社の主要株主はSwiss Re社からSwiss Re Life Capital Ltd（以下「SRLC社」）へ異動するとともに、業務提携契約もSRLC社と締結しました。引き続き、両社の業務拡大に資する提携施策に取り組んでまいります。

- (9) 事業の譲渡・譲受け等の状況
該当事項はありません。

- (10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

当社は、2018年度から2022年度にかけて、5年チルメル式^{*1}による責任準備金から標準責任準備金^{*2}へ移行する予定です。当社は2008年の開業以来、監督当局の認可を受けて5年チルメル式^{*1}による責任準備金の積立を行ってきました。現在5年チルメル式^{*1}により積み立てている責任準備金と標準責任準備金^{*2}との差額は、1,648百万円であり、この差額を2018年度から2022年度までの5事業年度にわたって解消するように積み立てる予定です。

*1. 5年チルメル式とは、責任準備金の積立方式のひとつで、生命保険の契約当初から5年間は、保険料積立金の積立額を平準純保険料式より小さく積み立てる方式であり、生命保険会社は、その事業特性上、契約獲得費用を含む契約初年度の事業費が多額になる傾向にあることを考慮した積立方式です。

また、平準純保険料方式とは、保険料払込期間における事業費の想定を毎回一定額（平準）とし、責任準備金を計算する方式です。

*2. 標準責任準備金とは、保険会社が設定する保険料水準にかかわらず、監督当局が保険会社の健全性の維持、保険契約者保護の観点から定めた責任準備金の積立水準のことで、平準純保険料式により計算されます。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(2018年3月31日現在)

ふり 氏	がな 名	役 職 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
いわ 岩	せ だい 瀬 大	すけ 輔	代表取締役社長
にし 西	だ まさ 田 政	ゆき 之	取締役副社長 執行役員 コーポレート本部長
はっ 八	た 田	ひとし 斎	常務取締役 執行役員 【担当】監査部 チーフ・コンプライアンス・ オフィサー
こ 木	ば やす 庭 康	ひろ 宏	取締役 執行役員 経営戦略本部長
もり 森	りょう 亮	すけ 介	取締役 執行役員 営業本部長
しの 篠	つか えい 塚 英	こ 子	取締役（社外役員）
たか 高	たに まさ 谷 正	のぶ 伸	取締役（社外役員）
みず 水	こし 越	ゆたか 豊	取締役（社外役員）
かつ 勝	き とも 木 朋	ひこ 彦	取締役（社外役員）
い 伊	さ せい 佐 誠	じ ろう 次 郎	常勤監査役
ふし 伏	み やす 見 泰	はる 治	監査役（社外役員）
ます 増	だ けん 田 健	いち 一	監査役（社外役員）
かわ 河	い 相	ただす 董	監査役（社外役員）

- (注) 1. 代表取締役社長岩瀬大輔氏は、2018年3月23日付けで、教保ライフプラネット生命保険株式会社の取締役を辞任しました。
2. 取締役木庭康宏氏及び取締役森亮介氏は、2017年6月25日開催の第11回定時株主総会において取締役に新たに選任され、就任しました。
3. 代表取締役会長出口治明氏及び常務取締役中田華寿子氏は、2017年6月25日開催の第11回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により退任しました。
4. 取締役水越豊氏は、2018年1月1日付けで、ポストン コンサルティング グループのシニア・アドバイザーに就任しました。
5. 取締役勝木朋彦氏は、2018年4月1日付けで、KDDI株式会社のライフデザイン事業本部金融・コマース本部長に就任しました。
6. 監査役伏見泰治氏は、会社経営及び金融に関する豊富な経験と高い見識を有しております。監査役河相董氏は、会社経営及び財務に関する豊富な経験と高い見識を有しております。
7. 社外取締役である篠塚英子、高谷正伸及び水越豊の各氏並びに社外監査役である伏見泰治、増田健一及び河相董の各氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
8. 当社は、執行役員制度を導入しております。2018年3月31日現在の取締役を兼務していない執行役員は以下のとおりです。

氏 名	役 職 及 び 担 当
岸 本 巖	執行役員 【担当】 データサイエンス推進室
成 相 衆 治	執行役員 【担当】 プロジェクト推進室
馬 場 宏 司	執行役員 システム戦略本部長
山 崎 隆 博	執行役員 お客さまサービス本部長

(2) 会社役員に対する報酬等

区 分	支 給 人 数	報 酬 等	そ の 他
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (3名)	13,400万円 (1,425万円)	取締役の報酬限度額は、2015年6月21日開催の第9回定時株主総会において年額16,000万円以内（うち、社外取締役分3,000万円以内）、2017年6月25日開催の第11回定時株主総会において社外取締役分の報酬枠の廃止を決議されております。
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	3,500万円 (1,500万円)	監査役の報酬限度額は、2012年6月24日開催の第6回定時株主総会において年額4,000万円以内と決議されております。
合 計	14名	16,900万円	

- (注) 1. 取締役の支給人数及び報酬等の額には、2017年6月25日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含み、無報酬の社外取締役1名を含んでおりません。
2. 当社は、役員の選任及び役員報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図るため、3名の独立社外取締役及び代表取締役で構成する任意の指名・報酬委員会を設置しております。各取締役の報酬額については、指名・報酬委員会において審議の上、決定しております。

(3) 責任限定契約

当社は以下のとおり、業務執行取締役等であるものを除く取締役及び監査役と責任限定契約を締結しております。

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
篠 塚 英 子	在任中、その任務を怠ったことにより会社に損害を加えた場合において、非業務執行取締役等が職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限として、損害賠償責任を負うものとし、当該限度額を超える額については、会社は非業務執行取締役等の損害賠償責任を免除する。
高 谷 正 伸	
水 越 豊	
勝 木 朋 彦	
伊 佐 誠 次郎	
伏 見 泰 治	
増 田 健 一	
河 相 董	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(2018年3月31日現在)

氏 名	重 要 な 兼 職 そ の 他 の 状 況
篠 塚 英 子	日本証券金融株式会社社外取締役及び株式会社小松製作所社外監査役を兼職しております。当社と兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
高 谷 正 伸	—
水 越 豊	ボストン コンサルティング グループ シニア・アドバイザー及びアサガミ株式会社社外取締役を兼職しております。当社と兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
勝 木 朋 彦	KDDI株式会社ライフデザイン事業本部副事業本部長、au損害保険株式会社社外取締役及びKDDI Reinsurance CorporationのPresidentを兼職しております。KDDI株式会社は、当社の主要株主かつ筆頭株主であり、当社のその他の関係会社です。当社は、同社と業務提携契約を締結しております。また、当社は、当事業年度において同社との間に、保険販売に関する代理店手数料等の取引があります。さらに当社は、当事業年度においてKDDI Reinsurance Corporationとの間に、再保険契約に係る取引があります。その他の兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
伏 見 泰 治	ツネイシホールディングス株式会社特別顧問を兼職しております。当社と兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
増 田 健 一	アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー、株式会社ブリヂストン社外取締役、あすかコーポレートアドバイザー株式会社社外監査役及び株式会社マーキュリアインベストメント社外監査役を兼職しております。当社は、株式会社ブリヂストンが発行した社債を資産運用目的で市場から購入し保有しております。株式会社マーキュリアインベストメントは、当社株式の1.15%を保有する株主であり、株式会社マーキュリアインベストメントが運営するファンドであるあすかDBJ投資事業有限責任組合は、当社株式の5.75%を保有する株主です。その他の兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
河 相 董	—

- (注) 1. 取締役水越豊氏は、2018年1月1日付けで、ボストン コンサルティング グループのシニア・アドバイザーに就任しました。
2. 取締役勝木朋彦氏は、2018年4月1日付けで、KDDI株式会社のライフデザイン事業本部金融・コマース本部長に就任しました。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在 任 期 間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
篠 塚 英 子	1 年 10ヶ月	取締役会13回中13回出席	経済、労働及び法律に関する豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、当社任意の指名・報酬委員会の委員を務めました。
高 谷 正 伸	1 年 10ヶ月	取締役会13回中13回出席	金融及び会社経営に関する豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、当社任意の指名・報酬委員会の委員を務めました。
水 越 豊	1 年 10ヶ月	取締役会13回中13回出席	コンサルティングファームにおける会社経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、当社任意の指名・報酬委員会の委員長を務めました。
勝 木 朋 彦	2 年 10ヶ月	取締役会13回中11回出席	KDDI株式会社における新規ビジネス及び金融ビジネスの豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
伏 見 泰 治	11 年 6ヶ月	取締役会13回中13回出席 監査役会14回中14回出席	会社経営及び金融に関する豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
増 田 健 一	10 年 11ヶ月	取締役会13回中13回出席 監査役会14回中13回出席	弁護士として、企業法務に関する専門性に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
河 相 董	10 年 11ヶ月	取締役会13回中13回出席 監査役会14回中14回出席	会社経営及び財務に関する豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

(注) 以上の取締役会の開催回数のほか、法令及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(3) 社外役員に対する報酬等

区 分	支 給 人 数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報 酬 等 合 計	6名	2,925万円	－

(注) 支給人数及び報酬等の額には、無報酬の社外取締役1名を含んでおりません。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 100,000,000株

発行済株式総数 51,145,000株

(2) 当事業年度末株主数

7,338名

(3) 大株主（上位10名）

(2018年3月31日現在)

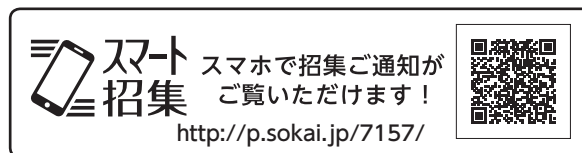
株主名	持株数(株)	持株比率(%)
KDDI株式会社	12,800,000	25.02
JP MORGAN CHASE BANK 380742	5,683,900	11.11
株式会社セブン・フィナンシャルサービス	3,250,000	6.35
あすかDBJ投資事業有限責任組合	2,944,400	5.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,500,600	4.88
GOVERNMENT OF NORWAY	2,317,500	4.53
立花証券株式会社	2,198,500	4.29
MAMORU TANIYA	2,147,700	4.19
BNYMSANV RE BNYMIL RE LF RUFFER JAPANESE FUND	1,613,200	3.15
株式会社リクルートホールディングス	1,250,000	2.44

(注) Swiss Re Life Capital Ltdから、2017年3月21日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2017年3月17日時点で、5,683,900株を取得した旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載に基づき、「(3)大株主（上位10名）」には名称を記載しておりません。

5. 新株予約権等に関する事項
6. 会計監査人に関する事項
7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
8. 業務の適正を確保するための体制
9. 特定完全子会社に関する事項
10. 親会社等との間の取引に関する事項
11. 会計参与に関する事項

以上の5から11までの事項等は、法令及び定款の規定に基づき、当社株主・投資家情報ウェブサイトの株主総会ページ（<http://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/stock/meeting.html>）の「第12回定時株主総会招集ご通知に関するインターネット開示情報」に掲載しております。

また、インターネット開示情報を含む招集ご通知は、以下のURL（<http://p.sokai.jp/7157/>）又はQRコードから、スマートフォンでもご覧いただけます。



12. その他

当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項の決定機関を取締役会とすることを定款に規定しております。

当社は、累積損失を計上していることから、現時点での剰余金の配当に関する具体的な実施時期等は未定です。今後も、認知度向上、新しい商品・サービスの開発等の成長施策、システム投資等に調達資金を有効活用し、事業の拡大と利益の創出を目指すとともに、将来的には、剰余金の配当を含めた株主還元策の実施を検討することとしております。

貸 借 対 照 表

(2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	926	保険契約準備金	21,186
預貯金	926	支払備金	429
買入金銭債権	1,999	責任準備金	20,757
金銭の信託	2,567	代理店借	59
有価証券	28,303	再保険借	108
国債	8,398	その他負債	581
地方債	1,505	未払法人税等	23
社債	13,892	未払金	45
株式	346	未払費用	427
その他の証券	4,161	預り金	13
有形固定資産	109	リース債務	33
建物	18	資産除去債務	33
リース資産	40	仮受金	5
その他の有形固定資産	50	特別法上の準備金	30
無形固定資産	621	価格変動準備金	30
ソフトウェア	465	繰延税金負債	186
ソフトウェア仮勘定	138	負債の部合計	22,153
リース資産	17	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	0	資本金	12,136
代理店貸	4	資本剰余金	12,136
再保険貸	45	資本準備金	12,136
その他資産	964	利益剰余金	△11,365
未収金	802	その他利益剰余金	△11,365
前払費用	50	繰越利益剰余金	△11,365
未収収益	36	株主資本合計	12,907
預託金	73	その他有価証券評価差額金	480
仮払金	1	評価・換算差額等合計	480
		純資産の部合計	13,387
資産の部合計	35,541	負債及び純資産の部合計	35,541

損 益 計 算 書

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	10,962
保険料等収入	10,616
保険料	10,421
再保険収入	194
資産運用収益	317
利息及び配当金等収入	232
預貯金利息	0
有価証券利息・配当金	232
その他利息配当金	0
金銭の信託運用益	17
有価証券売却益	47
金融派生商品収益	19
その他経常収益	28
その他の経常収益	28
経常費用	11,160
保険金等支払金	1,891
保険金	978
給付金	584
その他返戻金	0
再保険料	329
責任準備金等繰入額	3,684
支払備金繰入額	117
責任準備金繰入額	3,567
資産運用費用	27
支払利息	0
為替差損	26
その他運用費用	0
事業費	4,942
その他経常費用	613
税金	355
減価償却費	254
その他の経常費用	3
経常損失 (△)	△197
特別損失	11
特別法上の準備金繰入額	11
価格変動準備金繰入額	11
税引前当期純損失 (△)	△209
法人税及び住民税	39
法人税等合計	39
当期純損失 (△)	△249

独立監査人の監査報告書

2018年5月15日

ライフネット生命保険株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 平 栗 郁 朗 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 森 本 洋 平 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ライフネット生命保険株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月15日

ライフネット生命保険株式会社 監査役会

常勤監査役 伊 佐 誠次郎 ㊞

社外監査役 伏 見 泰 治 ㊞

社外監査役 増 田 健 一 ㊞

社外監査役 河 相 董 ㊞

以 上

株主・投資家情報ウェブサイトのご案内

株主及び投資家の皆さまに、当社をより深くご理解いただけるよう、株主・投資家情報ウェブサイトにて事業内容や決算説明会の動画を含む最新のIR資料等を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。(2018年5月15日現在)

ライフネット生命 IR <http://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/>



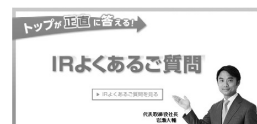
IRメール配信のご登録

ニュースリリースや決算情報の開示などIRに関連する情報を、ご登録のメールアドレスに配信します。
QRコード*読み取り機能のあるモバイル機器をお持ちの方はこちらからアクセスできます。



IRよくあるご質問

株主の皆さまより日々お寄せいただく質問に対して、社長の岩瀬がお答えしています。



はじめてのライフネット生命

ライフネット生命をご理解いただくためのポイントをわかりやすくご紹介しています。



※「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

以下の情報をご覧ください。

1	2	3	4	5
会社情報	強み・戦略	業績・財務	IRライブラリー	株式情報
● 会社概要 ● マニフェスト ● 経営陣 ● ガバナンス ● 沿革	● ネット生保の可能性 ● 当社の強み ● 中期計画 ● 対処すべき課題	● 財務ハイライト ● 保有契約件数 ● 月次業績速報	● 決算発表資料 ● エンベディッド・バリュー ● 有価証券報告書 ● ディスクロージャー誌 ● IR資料	● 株式の概要 ● 株価 ● 株主総会 ● 配当 ● 定款・株式取扱規則

ライフネットの生命保険マニフェスト

「生命保険はむずかしい」
そう言われる時代は、もう、終りにさせたい

1 私たちの行動指針

- (1) 私たちは、生命保険を原点に戻す。生命保険は生活者の「ころばぬ先の杖が欲しい」という希望から生れてきたもので、生命保険会社という、制度が先にあったのではないという、原点に。
- (2) 一人一人のお客さまの、利益と利便性を最優先させる。私たちもお客さまも、同じ生活者であることを忘れない。
- (3) 私たちは、自分たちの友人や家族に自信をもってすすめられる商品しか作らない、売らない。
- (4) 顔の見える会社にする。経営情報も、商品情報も、職場も、すべてウェブサイトで公開する。
- (5) 私たちの会社は、学歴フリー、年齢フリー、国籍フリーで人材を採用する。そして子育てを重視する会社にしていく。働くひとがすべての束縛からフリーであることが、ヒューマンな生命保険サービスにつながることを確信する。
- (6) 私たちは、個人情報の保護をはじめとしてコンプライアンスを遵守し、よき地球市民であることを誓う。あくまでも誠実に行動し、倫理を大切にします。

2 生命保険を、もっと、わかりやすく

- (1) 初めてのひとが、私たちのウェブサイトを見れば理解できるよう、簡単な商品構成とする。例えば、最初は、複雑な仕組みの「特約」を捨て、「単品」のみにした。
- (2) お客さまが、自分に合った商品を自分の判断で、納得して買えるようにしたい。そのための情報はすべて開示する。例えば、私たちの最初の商品は、生命保険が生れた時代の商品のように、内容がシンプルで、コストも安く作られている。そのかわり、配当や解約返戻金や特約はない。保険料の支払いも月払いのみである。このような保険の内容も、つつみ隠さず知ってもらおう。
- (3) すべて、「納得いくまで」、「腑に落ちるまで」説明できる体制をとのえていく。わからないことは、いつでも、コンタクトセンターへ。またウェブサイト上に、音声や動画などを使用して、わかりやすく、退屈させないで説明できる工夫も、十分にしていく。
- (4) 私たちのウェブサイトは、生命保険購入のためのみに機能するものではなく、「生命保険がわかる」ウェブサイトとする。
- (5) 生命保険は形のない商品である。だから「約款」（保険契約書）の内容が商品内容である。普通のひとが読んで「むずかしい、わからない」では商品として重大な欠陥となる。誰でも読んで理解でき、納得できる「約款」にする。私たちは、約款作成にこだわりを持ち、全社員が意見をだしあって誠意をもって約款を作成した。
- (6) 生命保険は、リスク管理のための金融商品である。その内容について、お客さまが冷静に合理的に判断できる情報の提供が不可欠である。

このマニフェストを宣言で、終らせません。
行動の指針とします。
私たちの出発を、見つめていてください。

3 生命保険料を、安くする

- (1) 私たちは生命保険料は、必要最小限以上、払うべきではないと考える。このため、さまざまな工夫を行う。
- (2) 私たちの生命保険商品は、私たち自身で作り私たちの手から、お客さまに販売する。だからその分、保険料を安くできる。
- (3) 保障金額を、過剰に高く設定しない。適正な金額とする。したがって、毎月の保険料そのものが割安となる。私たちのシミュレーションモデルは、残された家族が働く前提で作られている。「すべてのひとは、働くことが自然である」と考えるから。そのために、いざという場合の保険金額も、従来の水準よりも低く設定されている。
- (4) 確かな備えを、適正な価格で。私たちの最初の商品は、シンプルな内容の「単品」のみである。良い保険の商品とは、わかりやすく、適正な価格で、いつでもフレンドリーなサービスがあり、支払うときも、あやまりなく、スピーディーであるかが、問われると考える。それゆえに、あれこれ約束ごとを含む、複雑な特約とのセット販売は行わない。
- (5) 事務コストを抑える。そのために、紙の使用量を極力制限する。インターネット経由で、契約内容を確かめられるようにする。
- (6) 生命保険は、住宅の次に高い買物であると言われている。毎月の少しずつの節約が、長い人生を通してみると大きな差になることを、実証したい。
- (7) 生命保険料の支払いを少なくして、その分をお客さまの人生の楽しみに使える時代にしたいと考える。

4 生命保険を、もっと、手軽で便利に

- (1) 私たちの生命保険の商品は、インターネットで、24時間×週7日、いつでもどこでも、申し込める。
- (2) 印鑑は使わなくてもよくした。法令上必要な書類はお客さまに郵送し、内容確認の上、サインして返送していただく。したがって、銀行振替申込書以外、押印は不要となる。
- (3) 満年齢方式を採用した。誕生日を起点に、一年中いつでも同じ保険料で加入できるように。
- (4) 私たちの商品の支払い事由は、死亡、高度障害、入院、手術のように、明確に定められている。この定められた事由により、正確に誠実に、遅滞なく支払いを実行する。手術の定義も、国の医療点数表に合わせた。この定義の採用は、日本ではまだ少ない。わかりやすくなり、「手術か、そうでないか」の議論の余地が少なくなる。なお、従来の生命保険では、88項目の制限列举方式が主だった。
- (5) 私たちは「少ない書類で請求」と「一日でも早い支払い」を実現させたい。そのために、保険金などの代理請求制度を、すべての商品に付加した。また、お客さまからコンタクトセンターにお電話いただければ、ただちに必要書類をお送りできる体制にした。そして、保険請求時の必要書類そのものを最小限に抑えた。このようなことが可能になるのも、生命保険の原点に戻った、シンプルな商品構成だからである。

ライフネット生命保険株式会社

ライフネット生命10年のあゆみ



2008年度	74年ぶりの独立系生命保険会社として営業開始 付加保険料率を全面開示
2009年度	国内生保初・モバイルサイトでの生命保険申し込み受付を開始 国内生保初・本格的な個人向け就業不能保険「働く人への保険」の販売を開始
2011年度	東京証券取引所マザーズ市場に上場
2012年度	国内生保初・スマートフォンによる生命保険申し込み受付を開始
2013年度	Swiss Reinsurance Company Ltdとの業務提携契約を締結 医療保険の給付金請求手続きをウェブサイトから24時間可能に
2014年度	リニューアルした定期死亡保険「かぞくへの保険」、終身医療保険の新商品「新じぶんへの保険」 「新じぶんへの保険レディース」の販売を開始 全国の「ほけんの窓口」店頭で保険販売を開始
2015年度	KDDI株式会社との資本業務提携契約を締結 同性パートナーを死亡保険金受取人に指定可能とする取扱いを開始 国内生保初・医療保険の給付金請求手続きをオンラインで完結可能に
2016年度	KDDI株式会社経由で「auの生命ほけん」の販売を開始 就業不能保険の新商品「働く人への保険2」の販売を開始 国内生保初・「LINE ビジネスコネクト」を活用した保険相談サービスを開始 申し込み手続きをペーパーレス化し、オンラインで完結可能に

2017年度

4月

「価格.com保険アワード
2017年版」で定期死亡
保険と就業不能保険が
総合第1位を獲得

※「価格.com保険」に掲載されている保険商品を対象に、
2016年1月1日～12月31日の期間に、生命保険の部(定
期保険)と就業不能保険の部で、それぞれ最も申し込み件
数の多かった保険商品として選出されました。



powered by Kakaku.com insurance

9月

国内生保初
LINEグループトークでの
保険相談を開始
家族やパートナーが
離れた場所でも
保険相談が可能に



8月

就労とがん治療の両立を
応援するがん保険
「ダブルエール」の
販売を開始



11月

「HDI格付けベンチマーク」で
コンタクトセンターと
ウェブサイトが
最高評価3つ星を
6年連続でダブル受賞

問合せ窓口(コンタクトセンター)



会場ご案内図

会場

日経ホール

東京都千代田区大手町一丁目3番7号
日経ビル3階



交通案内 地下鉄「大手町駅」C2b出口直結

- 東京メトロ
- 千代田線「大手町駅」神田橋方面改札より徒歩約2分
 - 丸ノ内線「大手町駅」サンケイ前交差点方面改札より徒歩約5分
 - 半蔵門線「大手町駅」大手町方面改札より徒歩約5分
 - 東西線「大手町駅」中央改札より徒歩約9分
「竹橋駅」4番出口より徒歩約2分
- 都営地下鉄
- 三田線「大手町駅」大手町方面改札より徒歩約6分

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。



ライフネット生命保険株式会社

(証券コード：7157)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

第 12 回定時株主総会招集ご通知に関する インターネット開示情報

(2017 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日まで)

事業報告

5. 新株予約権等に関する事項	1
6. 会計監査人に関する事項	1
7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の 在り方に関する基本方針	2
8. 業務の適正を確保するための体制	2
9. 特定完全子会社に関する事項	6
10. 親会社等との間の取引に関する事項	6
11. 会計参与に関する事項	6

計算書類

株主資本等変動計算書	7
個別注記表	8

ライフネット生命保険株式会社

事業報告の「5.新株予約権等に関する事項」「6.会計監査人に関する事項」「7.財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」「8.業務の適正を確保するための体制」「9.特定完全子会社に関する事項」「10.親会社等との間の取引に関する事項」及び「11.会計参与に関する事項」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、法令及び当社定款の規定に基づき、当社株主・投資家情報ウェブサイト(<http://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/>)に掲載することにより、株主の皆さまに提供したものとみなされます。

5. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権に関する事項

区分	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役 (社外役員を除く)	第4回新株予約権 発行日：2012年1月27日 新株予約権の数：12,000個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数： 当社普通株式 12,000株（新株予約権1個につき1株） 発行価額：無償 権利行使時の1株当たり払込金額：1,000円 権利行使期間：2014年1月27日～2022年1月25日	1名

(注) 社外取締役及び監査役は、新株予約権を有していません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 平栗 郁朗 森本 洋平	25 百万円	監査役会は、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注) 1. 会計監査人との監査契約において、会社法上の監査及び金融商品取引法上の監査の報酬等の額を明確に区分していないため、当該事業年度に係る報酬等には、これらの合計額を記載しております。

2. 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は25百万円です。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

当社は、以下のとおり、会計監査人の解任又は不再任の方針を定めております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反する懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、その他監査品質、品質管理が適格性、独立性を欠く等、適正・適切な監査を遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定します。

取締役会は、監査役会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出します。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2018年3月22日開催の取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」の一部改定する決議をしました。改定後の同基本方針の内容は、以下のとおりです。

当社は、内部統制システムに関して、次のとおり、適切な業務運営を目的とした体制を整備するものとする。この基本方針に基づき、内部統制システムの整備及び運用状況の評価と改善を継続的に実施するとともに、この基本方針について必要に応じて改定を行い、法令及び定款に適合した業務の適正性の確保を実現する。

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令等遵守に関する基本方針に基づき、コンプライアンス委員会の場を活用するなどして、当社の役員・社員がこの行動規範に則り事業活動のすべての局面においてコンプライアンス（法令遵守）を最優先するよう周知徹底を図る。
- ② 当社は、コンプライアンスを統括する部門（法務部）を設置するとともに、当社のコンプライアンス推進のための重要事項について専門的な見地または全社横断的な見地から助言を行うコンプライアンス委員会を設置する。
- ③ 当社は、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを設け、チーフ・コンプライアンス・オフィサーには取締役を充てることができる。
- ④ 当社は、コンプライアンス・マニュアルを作成し、役員・社員が遵守すべき法令及び社内ルール等に関する研修を実施し、コンプライアンスの継続的な周知徹底を図る。
- ⑤ 当社は、法令または規程等の違反が生じた場合の報告体制を整備し、問題点の把握及びコンプライアンス体制の改善のために必要な対応を行う。
- ⑥ 当社は、法令・定款違反等を未然に防止するため、内部通報制度を適切に運用する。
- ⑦ 当社は、被監査部門から独立した監査部を設置し、経験に富む専任の部長を配置して、実効性のある内部監査を実施する。
- ⑧ 当社は、当社の役員・社員の法令・定款違反等の行為については、適正に処分を行う。

(2) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役及び執行役員の職務の執行に係る文書その他の情報につき、法令及び当社の文書管理規程等に従い適切に保存及び管理を行う。

(3) 反社会的勢力への対応に関する体制

当社は、反社会的勢力への対応に関する基本方針に基づき、人事総務部を主管部門とし、警察等関係機関とも連携して、反社会的勢力に対して断固たる姿勢で臨む。

(4) システムリスクを含むリスク管理に関する体制

当社は、リスク管理に関する基本方針等に基づき、事業遂行に関わるリスクについて、総合的なリスク管理を統括するリスク管理部を設置するとともに、リスク・カテゴリー毎に責任者ならびに主管部門を定めて適切な管理を行う。また、リスク管理委員会を設けて、専門的な見地または全社横断的な見地からリスク管理の適切性を担保する。

- (5) 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、取締役及び執行役員の職務分掌を定め、各取締役及び執行役員が責任を持って担当する領域を明確にしたうえで、業務執行の決定権限を取締役及び執行役員に委譲している。各取締役及び執行役員は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じて会社全体としての経営目標の達成に努める。
 - ② 当社は、経営方針を明確化し、中長期計画において経営目標を具体化するとともに、予算管理規程等に基づき、年間、四半期及び月別予算管理により業務遂行の進捗管理を行って経営資源の最適活用を図る。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合に関する体制
- ① 当社は、法令及び監査役会規則等に従い、監査役の監査業務を補助するため、監査役会事務局を設置する。監査役会事務局には、監査業務を補助するのに必要な知識・能力を具備した社員（以下「補助社員」という）を、監査役の求めに応じて、必要数配置する。
 - ② 法令及び監査役会規則等に従い、補助社員は、監査役の監査業務を補助するための業務（以下「補助業務」という）については、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。補助業務における補助社員の任命・異動、人事評価及び懲戒等については監査役の意見を尊重する。
 - ③ 法令及び監査役会規則等に従い、監査役は、代表取締役会長、代表取締役社長及び会計監査人と定期的に意見交換する場を設け、必要に応じ、補助社員を同行させることを求めることができる。監査役は、内部監査部門と定期的に内部監査結果について意見交換することで、緊密な連携を図るものとし、必要に応じ、補助社員を同行させることを求めることができる。
- (7) 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 監査役会規則等に基づき、取締役、保険計理人及び社員は、監査役の求めに応じて、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、適宜監査役に対する報告を行うとともに、職務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (8) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制
- 当社は、前項の報告をした者が、不利な取り扱いを受けることがなく、また、懲戒その他の不利益処分の対象となることがないことを企業倫理と業務運営に関する規程に定める。
- (9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、法令及び監査役会規則等に従い、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、これに応じる。
- (10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- 法令及び監査役会規則等に従い、監査役は、社内のすべての重要な会議に随時出席できるものとする。また、代表取締役会長及び代表取締役社長は、監査役会と定期的に意見交換を行い、監査部は監査役職務の執行に協力する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社のコンプライアンス体制については、当事業年度は、コンプライアンス委員会を 4 回開催し、同委員会にて法令遵守における内部管理体制を確認し、その概要を取締役会に報告するとともに、役員及び社員に対して、テーマ別や階層別の研修を通して、法令及び社内ルール等に対する意識浸透を図っております。また、改善が必要な課題や問題が発生した場合には、調査を実施した上で、発生原因の分析及び再発防止策の提案を行い、必要に応じて再発防止策のフォローアップを行うといった一連の体制を整えております。さらに、内部通報制度においては、内部通報規則を策定し、外部の専門家を通報窓口として定め、外部の専門家と進捗状況の連携を図るとともに、問題が発生した場合の再発防止策などの対応の結果は、コンプライアンス委員会及び取締役会で報告しております。

内部監査においては、内部監査に関する基本方針に則り、取締役会の承認を受けた実施計画に基づいて、業務監査等を実施しております。

リスク管理体制については、当事業年度は、リスク管理委員会を 4 回開催し、統合的リスク管理及び個別リスク管理に関連する取組み及びモニタリング結果の報告を行うとともに、その概要を取締役会に報告しております。統合的リスク管理の取組みとして、2018 年度までの中期計画において策定したロードマップに基づき、体制の高度化を進めております。また、個別リスク管理の取組みとして、リスクモニタリング手法の高度化や情報セキュリティに対する意識の向上を目的とした研修及び訓練を継続的に実施しております。

取締役及び執行役員による効率的な職務執行体制については、それぞれの責任と権限を取締役会規則及び職務権限規程で明確化し、取締役会によって選任された執行役員は、原則として週 1 回開催する執行役員会において業務執行に関する報告及び協議を行っております。また、中期計画を策定することによって経営目標を明確化するとともに、定期的に予算及び業務の進捗管理の分析を行い、経営資源の最適化を図っております。

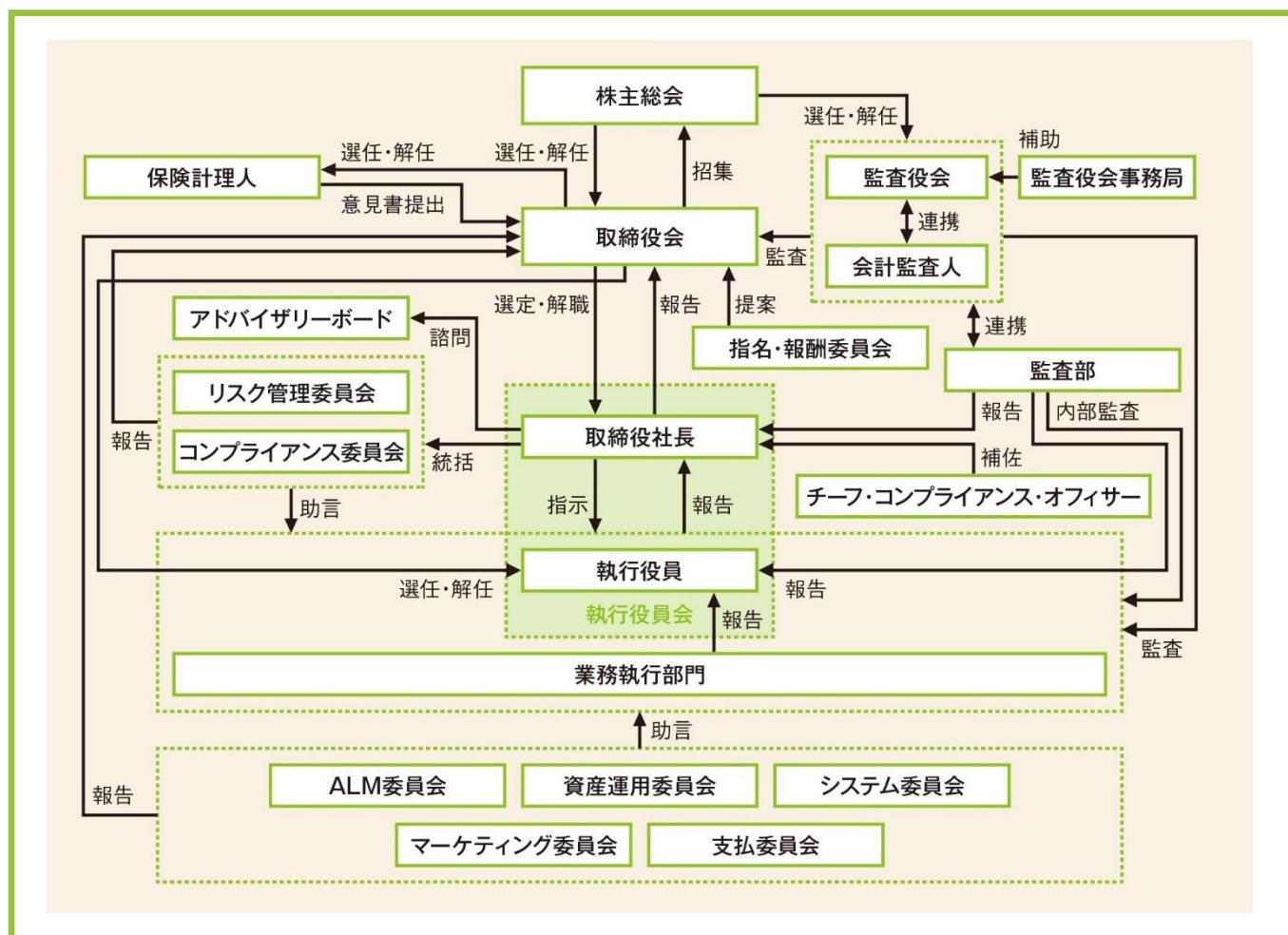
監査役による監査体制については、監査役会規則に則り監査役会事務局を設置し、監査役の指揮命令の下、監査役の職務を補助する体制を整えております。また、監査役は、それぞれ代表取締役及び会計監査人と定期的な協議及び意見交換を行うとともに、内部監査部門とも緊密に連携しております。当事業年度は、監査役は、内部監査結果に関して、内部監査部門と定期的に意見交換を行いました。さらに、監査役の求めに応じて、取締役及び社員が、「経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等に関する報告」及び「職務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した際の報告」を、適宜、監査役に対して行うための体制を整えております。加えて、これらを報告した取締役及び社員が不利益な取扱いを受けることがないことを法令等遵守に関する基本方針において、明示的に定めております。

3. コーポレート・ガバナンス体制図（2018年3月31日現在）

当社は、経営理念「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスの提供を追求する」に基づき、高い社会性・公共性を有する生命保険会社として、経営の透明性の確保と、経営組織体制の監督及び実効性を高めることによるコーポレート・ガバナンスの強化と充実を図り、持続的な企業価値向上の実現を目指しております。

具体的には、独立した内部監査部門や監査役会の設置に加え、複数の社外取締役及び社外監査役の選任、コンプライアンスを統括するチーフ・コンプライアンス・オフィサーの設置、執行役員制度、アドバイザリーボード及び各種委員会の設置等により、外部の視点を取り入れながら、重層的かつ実効的なガバナンス体制を構築しております。また、取締役の指名・報酬などに係る取締役会機能の独立性・客観性及び説明責任の強化や、役員報酬の制度設計などを目的に、3名の独立社外取締役及び予め取締役会が定める代表取締役1名で構成された任意の指名・報酬委員会を設置しております。

なお、当社は、東京証券取引所マザーズに上場しているため開示義務はありませんが、情報開示の充実を図るため、コーポレートガバナンス・コードが、特定の事項を開示すべきとしている原則への対応状況を、コーポレート・ガバナンス報告書において開示しております。



9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

〔 2017 年 4 月 1 日から
2018 年 3 月 31 日まで 〕

(単位：百万円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計				
				繰越 利益剰余金					
当期首残高	12,136	12,136	12,136	△ 11,116	△ 11,116	13,157	488	488	13,645
当期変動額									
当期純損失（△）				△ 249	△ 249	△ 249			△ 249
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）							△ 8	△ 8	△ 8
当期変動額合計	—	—	—	△ 249	△ 249	△ 249	△ 8	△ 8	△ 257
当期末残高	12,136	12,136	12,136	△ 11,365	△ 11,365	12,907	480	480	13,387

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (現金及び預貯金、買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)

- (1)満期保有目的の債券

移動平均法による償却原価法(定額法)を採用しております。

- (2)その他有価証券

時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～18年

その他の有形固定資産 5～10年

- (2)無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用ソフトウェアは、利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

- (3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上することとしております。

破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上することとしております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上することとしております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上することとしております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行うこととしております。

なお、上記の方法に基づいて検討した結果、貸倒引当金は零と算定されたため、当事業年度末において貸倒引当金の計上はしておりません。

(2) 価格変動準備金

株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場により円換算しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(2) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第 69 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて 5 年チルメル式により計算しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は、330 百万円であります。
2. 関係会社に対する金銭債権の総額は4百万円、金銭債務の総額は56百万円であります。
3. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険に付した部分に相当する支払備金（以下、「出再支払備金」という。）の金額は29百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下、「出再責任準備金」という。）の金額は124百万円であります。
4. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は、110 百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

(損益計算書に関する注記)

1. 有価証券売却益の内訳は、外国証券 47 百万円であります。
2. 関係会社との取引による収益の総額は、12 百万円、費用の総額は、325 百万円であります。
3. 当事業年度の支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は 10 百万円であります。
また、当事業年度の責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は 15 百万円であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	51,145,000	—	—	51,145,000
合計	51,145,000	—	—	51,145,000
自己株式 普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類は普通株式であり、その目的となる株式数は当事業年度末において 324,000 株であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
繰越欠損金	2,349
減価償却超過額	129
保険契約準備金	120
資産除去債務	9
その他	159
繰延税金資産小計	2,768
評価性引当額	△2,765
繰延税金資産合計	2
繰延税金負債との相殺	△2
繰延税金資産の純額	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△186
その他	△2
繰延税金負債合計	△189
繰延税金資産との相殺	2
繰延税金負債（△）の純額	△186

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度における法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失を計上したため記載しておりません。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主としてサーバー等事務機器であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

生命保険業を営む当社にとって、将来の保険金及び給付金等の支払いに備えるため保険料積立金（責任準備金の一部）として蓄積された資金を様々な金融商品によって効率的に運用する業務は、保険業務（保険の販売・引受・維持管理等）と並ぶ固有の業務であります。なぜなら、契約者の皆さまからいただく生命保険料は予定利率という形で資金の運用をその計算基礎の中に織り込んでいるためであります。

そのため、現時点では、国債等の高格付けの円建て公社債中心の運用を行いつつ、元本及び予定利息を確保することを意図した運用を実施しております。また、資本業務提携目的で株式会社アドバンスクリエイトの株式を保有しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

生命保険会社の資産運用に係るリスクとしては、①市場リスク、②信用リスク、③不動産投資リスクに大別されます。また、①市場リスクについては、(a) 金利リスク、(b) 価格変動リスク、(c) 為替リスクに細分化されます。

当社が保有する金融商品は主として預金、円建て債券、外貨建て債券、株式であり、当社が考慮すべきリスクは、上記のリスクのうち、① (a) 金利リスク、(b) 価格変動リスク、(c) 為替リスク、②信用リスクとなります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、総合的なリスク管理を行うためには、組織横断的な取り組みが有効と考えており、関係役職員で構成されるリスク管理委員会（リスク管理全般を所管）を設けております。加えて、外部の金融・経済の有識者も参画する ALM 委員会、資産運用委員会を定期的を開催し金融商品に係る各種リスクの把握に努めております。

①市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

通常、生命保険会社は、負債の特性に応じて適切な資産配分を行う ALM (Asset Liability Management: 資産負債の総合管理) の考え方にに基づき資産運用を行っております。しかし、当社は、掛け捨て及び保障性の商品を中心に扱っているため、資産と負債の金利のミスマッチを要因として損失を被るリスクが当社へ与える影響は限定的であります。このため、リスク管理部において、資産と負債のギャップ分析や金利感応度分析等を行うことで、金利リスクが当社に与える影響をモニタリングしております。

(b) 価格変動リスクの管理

当社は、取締役会が定める資産運用リスク管理に関する基本方針において、バリュート・アット・リスク等を用いたリスク・リミットを定め、リスク管理部が定期的にリスク・リミットを超えていないことを検証し、取締役会等へ報告しております。

(c) 為替リスクの管理

当社は、外貨建て債券等へ投資しており、これらの為替リスクを負っております。当社は、資産運用リスク管理規程に基づき、リスク管理部が定期的にバリュート・アット・リスク等のリスク・リミットに為替リスクも1つの要因として含め、総合的な資産運用リスクの管理を行い、取締役会等へ報告しております。

なお、教保ライフプラネット生命保険株式会社の株式は、売却に伴い、為替予約取引を行いました。当取引は、取締役会規則に基づき、取締役会決議を経て、実施しております。

②信用リスクの管理

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、取締役会が定めるリスク・リミットに基づき、リスク管理部において、格付等の信用情報や時価等の把握を定期的に行うことで管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1)2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預貯金	926	926	—
(2)買入金銭債権	1,999	1,999	0
(3)金銭の信託	2,567	2,567	—
(4)有価証券	28,303	29,796	1,492
満期保有目的の債券	8,226	9,719	1,492
その他有価証券	20,076	20,076	—
(5)その他資産 未収金	802	802	—

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに金銭の信託及び有価証券に関する事項

1. 現金及び預貯金

当社は、満期がない預金のみを保有しており、それらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 買入金銭債権

買入金銭債権の時価は、2018年3月末日の取引金融機関から入手した価格によっております。

3. 金銭の信託

金銭の信託における信託財産の構成物の時価は、2018年3月末日の取引所又は取引金融機関から入手した価格等によっております。また、保有目的ごとの金銭の信託に関する事項については、「(3) 金銭の信託に関する事項」をご参照下さい。

4. 有価証券

有価証券の時価は、2018年3月末日の取引所又は取引金融機関から入手した価格等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、「(4) 有価証券に関する事項」をご参照下さい。

5. その他資産 未収金

未収金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)金銭債権及び満期のある有価証券の事業年度末日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金	926	—	—	—
買入金銭債権	2,000	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券	100	100	—	7,900
その他有価証券のうち 満期があるもの	1,100	7,100	3,400	3,300
その他資産 未収金	802	—	—	—
合計	4,928	7,200	3,400	11,200

(3)金銭の信託に関する事項

その他の金銭の信託（運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外）において、貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの
その他の 金銭の信託	2,567	2,618	△51	—	△51

(4)有価証券に関する事項

- ① 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	公社債			
	国債	6,726	8,007	1,280
	地方債	900	1,067	167
	社債	600	644	44
	その他	999	999	0
	小計	9,226	10,719	1,492
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	公社債			
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	999	999	△0
	小計	999	999	△0
合計		10,226	11,719	1,492

(注) 貸借対照表において買入金銭債権として処理されているコマーシャルペーパーを「その他」に含めております。

- ② その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については次のとおりです。なお、その他有価証券の当事業年度中の売却額は 811 百万円であり、売却益の合計額は 47 百万円であります。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	公社債			
	国債	1,671	1,418	253
	地方債	605	519	85
	社債	9,283	9,055	228
	株式	346	100	246
	その他	506	500	6
	小計	12,413	11,594	819
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	公社債			
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	4,008	4,016	△8
	株式	—	—	—
	その他	3,654	3,747	△93
	小計	7,662	7,764	△101
合計		20,076	19,358	718

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額は、261 円 77 銭であります。

1 株当たり当期純損失金額は、4 円 87 銭であります。

(ストック・オプションに関する注記)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

	2007 年ストック・オプション	2010 年ストック・オプション	2012 年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 12 名	当社取締役 1名 当社従業員 39 名	当社従業員 29 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注)	普通株式 1,000,000 株	普通株式 464,000 株	普通株式 190,000 株
付与日	2007 年 12 月 27 日	2010 年 1 月 25 日	2012 年 1 月 27 日
権利確定条件	定め無し	付与日から行使時に至るまで、 当社の取締役若しくは監査役 又は使用人の地位を有してい ることを要する。	付与日から行使時に至るまで、 当社の取締役若しくは監査役 又は使用人の地位を有してい ることを要する。
対象勤務期間	定め無し	定め無し	定め無し
権利行使期間	2009年12月27日から 2017年12月21日まで	2012年1月25日から 2019年12月24日まで	2014年1月27日から 2022年1月25日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2007 年及び 2010 年ストック・オプションについては、2012 年 1 月 24 日付株式分割 (1 株につき 1,000 株の割合) による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度 (2018 年 3 月期) において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	2007 年ストック・オプション	2010 年ストック・オプション	2012 年ストック・オプション
権利確定前（株）			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後（株）			
前事業年度末	654,000	296,000	96,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	654,000	60,000	8,000
未行使残	—	236,000	88,000

(注) 2007 年及び 2010 年ストック・オプションについては、2012 年 1 月 24 日付株式分割（1 株につき 1,000 株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

② 単価情報

	2007 年ストック・オプション	2010 年ストック・オプション	2012 年ストック・オプション
権利行使価格（円）	400	600	1,000
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における 公正な評価単価（円）	—	—	—

(注) 2007 年及び 2010 年ストック・オプションについては、2012 年 1 月 24 日付株式分割（1 株につき 1,000 株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. 当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

— 百万円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

— 百万円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。